

神奈川県立障害福祉関係施設
指定管理者評価委員会
評価報告書

(神奈川県ライトセンター)

令和7年7月

1 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会委員

(神奈川県ライトセンター ◎は委員長、○は副委員長)

委員名	職業等	委員区分
中野 泰志 ◎	慶応義塾大学教授	学識経験者
田村 順一 ○	元帝京大学教授	学識経験者
徳田 暁	弁護士	法務関係者 労務管理関係者
大杉 泉	公認会計士	経理関係者
生田目 昭彦	たちぼがや（障害者支援施設）施設長	施設関係者
磯部 栄子	特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者情報雇用福祉ネットワーク理事	利用者代表
黒須 芙美	湘南聴覚障害児親の会	利用者代表

2 スケジュール

令和6年10月18日から令和6年10月22日

第1回委員会書面開催

(指定管理者の選定に係る選定基準等の検討)

令和7年3月18日

第2回委員会開催

(申請者の提案書の評価の参考とするため、現地視察を実施)

令和7年4月21日

募集要項配布、質問の受付開始

令和7年5月9日

現地説明会 参加団体 0

令和7年6月2日

質問の受付終了 質問数 0

令和7年6月16日

募集受付終了 応募団体 1団体

令和7年7月18日

第4回委員会開催

(最終評価と報告書の作成等について委員と協議)

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

指定管理者の募集・選定等に支障があると考えられる情報を扱うため、非公開とすることとした。

(2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

応募団体の申請書類を受理した福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課において、申請内容の確認を行った後、評価委員会において評価を行った。

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」、「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から、神奈川県ライトセンター条例及び同条例施行規則で規定する「指定の基準」を満たしているかを評価した。

(3) 外部評価委員会としての評価点について

「選定の基準」に基づき、各委員による仮採点を行った後、事務局で集計した資料を参考に、委員から意見を伺い、委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類 の該当箇所
Ⅰ サービスの向上(70)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	(1) 管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、視覚障がい者の視点に立ち、かつライトセンターの役割と整合しているか ・視覚障がい者福祉に関する理念があるか	3	条例第5条第1号及び第3号 規則第3条第1号及び第2号	事業計画書Ⅰ 1 (1)
		(2) 委託の考え方	・業務の一部を委託する場合の業務内容等	3		事業計画書Ⅰ 1 (2)
	2 施設の維持管理		・保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	条例第7条第1項第2号 規則第3条第1号	事業計画書Ⅰ 2
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	(1) 利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・手話言語条例への対応	3	規則第3条第2号	事業計画書Ⅰ 3 (1)
		(2) 苦情・要望等への対応	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	3		事業計画書Ⅰ 3 (2)
		(3) 利用者サービスの取組	・情報提供施設としての取組	10		事業計画書Ⅰ 3 (3) ア
			・相談、指導、訓練事業等視覚障がい者支援の取組	7		事業計画書Ⅰ 3 (3) イ
			・視覚障がい者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組	3		事業計画書Ⅰ 3 (3) ウ
			・ボランティアの養成や活用等に対する取組	8		事業計画書Ⅰ 3 (3) エ
			・スポーツ活動の振興に対する取組	6		事業計画書Ⅰ 3 (3) オ
			・地域活動支援及び普及啓発の取組	6		事業計画書Ⅰ 3 (3) カ
			・施設管理及び視覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等	3		事業計画書Ⅰ 3 (3) キ
		(4) 自主事業の実施	・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	3		別紙事業計画及び収支計画書(任意様式)
	4 事故防止等安全管理	(1) 平常時の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	条例第7条第1項第2号 規則第3条第1号	事業計画書Ⅰ 4 (1)
		(2) 緊急時の対応	・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 (救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	3		事業計画書Ⅰ 4 (2)
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり		・周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	規則第3条第2号	事業計画書Ⅰ 5

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする申請書類 の該当箇所
Ⅱ 管理経費の節減等(5)	6 節減努力等		「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 5点× $\frac{\text{提案額} - (\text{積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額})}{\text{提案額}}$ 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	5	条例第5条第5号 規則第3条第2号	事業計画書Ⅱ 支出計画書 (様式3-1, 2, 3)
Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	7 人的な能力、執行体制		・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第5条第4号 規則第3条第1号	事業計画書Ⅲ 1
	8 財政的な能力		・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営の状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第5号	法人事業計画書、法人事業実績書、直近の3事業年度分の決算諸表、直近年度の納税証明書
	9 コンプライアンス、社会貢献	(1) コンプライアンス等	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規 や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・手話言語条例への対応 ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ・社会貢献活動等、災害発生時の自治体との連携、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	3	条例第5条第3号	事業計画書Ⅲ 2(1)
		(2) 障がい福祉に係る法的知識等	・障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等障がい福祉関係法令についての知識、研修体制 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の主旨を踏まえた取組についての考え方	5		事業計画書Ⅲ 2(2)
		(3) 障がい者雇用の促進	・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績	2		事業計画書Ⅲ 2(3)
	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護		・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	2	条例第7条第1項第3号	事業計画書Ⅲ3 重大な事故又は不祥事に関する報告書 (様式7)
	11 これまでの実績		・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績 ・利用者の視点に立った情報提供実績 ・視覚障がい者の特性を踏まえ取り組んだスポーツ振興の実績 ・その他視覚障害者の福祉、地域社会との連携や共生社会実現に向けた取組の実績	3	条例第5条第4号	事業計画書Ⅲ 4

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	特定非営利活動法人 神奈川県視覚障害者福祉協会 （座間市）	70	5	23	98

6 提案概要及び評価の内容

提案者	特定非営利活動法人 神奈川県視覚障害者福祉協会
-----	-------------------------

(1) 提案の概要

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方について

(1) 管理運営方針

当協会は、視覚障害のある当事者とその家族、そして自立を支援するボランティアとの連携を中心として、視覚障害者を取り巻く環境を改善しつつ、社会で自立できるようにすることに加え、社会参加が促進できるように視覚障害者を支援するという基本理念としています。令和5年3月に取りまとめられた「神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会報告書」の提言も踏まえ、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の理念を実現する県立施設の一つとして、県内全域の視覚障害者やその支援者がいつでも、安心して集い、繋がり、活動できる拠点施設として、運営を行います。

(2) 委託の考え方

委託先は適切に業務遂行ができること、金額が適切であること、県内企業であること、障害者就労施設等社会的な貢献を行っている法人を基本とします。

2 施設の維持管理について

(1) 保守管理業務ならびに清掃業務について

施設等の維持管理を適切に行うため、専門の知識や資格を有した者による庁舎設備保守委託を行います。関係法令を遵守し、法に定められている事項について遺漏なく実施します。

(2) 庁舎の保安警備業務等について

休館日や夜間の機械警備、閉館時の施錠確認等を業者委託します。鍵を鍵管理機によって管理します。不審者や万一の事件等のために、正面玄関周辺に防犯カメラを設置します。

(3) 修繕および備品の管理などについて

小規模修繕には速やかに対応し、大規模修繕は県に報告し対応を依頼します。

(4) 禁煙について

ライトセンターの敷地内は禁煙とし、利用者に対し随時注意喚起します。

3 利用促進の取り組み、利用者への対応

(1) 利用者促進のための取組

当法人が県内の当事者団体との間で形成する当事者ネットワークを活用し、以下のような全県的な支援及び事業を実施します。また、視覚障害の身障手帳交付者等向けのPR、またライトセンターで活動するボランティア活動のPRを行います。手話言語条例への対応も適切に取り組めます。

ア 移動ライトセンターの実施

イ ボランティアグループとの情報交換

ウ 地域スポーツ施設へ視覚障害者受け入れのアドバイス

エ 当法人の運営する「神奈川ライトハウス」との連携

オ 県立スポーツセンターのプールを使用した教室の実施

カ 地域の図書館に対し視覚障害者が使用できるよう働きかけ

(2) 苦情・要望等への対応

利用者の意見や苦情に対して、直接受付だけでなく電話・メールアドレス・ご意見箱等あらゆる方法で対応します。迅速な解決のため、所内で担当者を選任し、苦情解決委員会を開催します。

当事者団体である当法人が運営するにあたり、新たに利用者懇談会を開催し、利用者の要望を取り上げ実現に向けて議論します。

苦情解決相談員を委嘱するとともに、年に1回、アンケート形式による利用者満足度調査を実施します。

(3) 利用者サービスの取組

ア 情報提供施設としての取組

- (ア) 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団（以下、「視援奉」という。）による点字・録音図書及び点字・録音雑誌の製作
- (イ) 県内の点訳ボランティアグループへの点字図書製作の依頼
- (ウ) ライトセンターの録音室を活用した録音製作
- (エ) テキストデジの取組
- (オ) 図書貸出受付時間の延長
- (カ) プライベートサービス、対面音訳等利用者ニーズに即した対応
- (キ) 利用者の希望する図書の製作
- (ク) 選挙情報の提供
- (ケ) 神奈川県視覚障害者情報提供施設協議会ほか関係機関との連携
- (コ) 読書バリアフリー法の対応

イ 相談、指導・訓練事業等視覚障害者の支援の取組

- (ア) アウトリーチ方式による全県的な相談対応（生活、見えにくさ、ICT、法律等）
- (イ) 各種訓練（歩行、コミュニケーション、ICT機器等）、盲ろう者支援、視覚障害乳幼児及び保護者支援等

ウ 視覚障害者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組

エ ボランティアの養成や活用等に対する取組

- (ア) 視援奉との関わり
- (イ) 視覚障害支援のためのボランティア養成
- (ウ) 県内の視覚障害支援ボランティアの拠点
- (エ) ボランティア減少に対する取組

オ スポーツ活動の振興に対する取組

- (ア) ライトセンターにおけるスポーツ活動の振興
- (イ) 地域のスポーツ施設の利用促進
- (ウ) スポーツ体験教室の開催
- (エ) クラブ活動の支援
- (オ) 盲学校との連携

カ 地域活動支援及び普及啓発の取組

- (ア) ライトセンターの存在や事業内容についての普及啓発
- (イ) 視覚障害者、県民、ボランティア、職員が「ともに集う」施設公開
- (ウ) 地域活動支援に関する業務（アウトリーチ）

キ 施設管理及び視覚障害者福祉に関する新たな事業提案の内容等

- (ア) 視覚障害者の困りごとに寄り添う「なんでも相談窓口」
- (イ) 利用者・ボランティア懇談会の開催
- (ウ) 運営協議会、利用者懇談会の開催
- (エ) 防災についての情報発信及び体験会の開催
- (オ) 受付案内窓口の設置
- (カ) 視覚障害用具の情報提供等
- (キ) 利用促進のための案内の作成
- (ク) 利用者目線に立った安全対策

(4) 自主事業の実施

- ・利用者からガイドヘルパーの利用について相談があった場合、必要に応じて事業所の紹介等を行います。
- ・当法人が開催する「文化の集い」にライトセンタークラブの発表の場を設けます。

4 事故防止等安全管理について

(1) 平常時の安全管理

現在の施設管理マニュアル等をもとに、施設内及び外周の事故防止、視覚によらない安全策の推進、施設外での事故防止、職員の教育指導・訓練の実施、防犯カメラ設置等の防犯対策、地震発生等に備えた防災対策を実施します。

(2) 緊急時の対応

事故対応マニュアルに基づいた事故発生時の対応、万一の場合に備えた施設賠償保険の加入、火災・地震時の帰宅困難者への対応の想定等、適切な対応体制を確保します。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

- (1) 視覚障害関係機関との連携
- (2) 県内当事者団体との連携
- (3) 県内ボランティアグループとの連携
- (4) 地元商店街や町内会との連携
- (5) 横浜市との連携
- (6) 神奈川県との連携

II 管理経費の節減等について

節減努力等

提案額	①	1,827,650千円
県が提示した積算価格	②	1,827,920千円
節減率 (①/②)	③	99.99%

III 団体の業務遂行能力

1 人的な能力、執行体制

当法人は、視覚障害者の当事者団体として、ライトセンターに関する理念・考え方を全職員に共有すべく、所長を当法人の理事長が担います。また、現在ライトセンターで勤務する経験と熱意のある職員を継続雇用することで事業の継続性を保ち、今まで以上に利用者やその家族に寄り添った対応を行います。

また、人材育成のための研修、職員の採用、ワークライフバランスやハラスメン

ト対策等労働環境の確保について方針を定め、安定的な指定管理を行います。

2 コンプライアンス、社会貢献

(1) コンプライアンス等

当法人は、公の施設の管理者としてあるべき職員の心得、行動指針をコンプライアンス規程として定め、遵守することで県民や利用者から信頼を得られる管理運営を行います。あわせて、手話言語条例対応や環境配慮、地域への社会貢献活動にも取り組みます。

(2) 障害福祉に係る法的知識

当法人は、職員に障害福祉に関わる法律について研修の機会を設け、理解促進と知識の向上を図ります。特に差別解消法や虐待防止法については施設の業務遂行において重要であるため、情報収集を行い、研修を受講させます。障害福祉関係法令の制定・改正の動向を共有し、必要な知識の維持に努めます。

(3) 障害者雇用の促進

当法人は、障害当事者団体として当事者の雇用を積極的に進めます。

また、物品や役務の調達に関しても、障害者雇用企業への優先的に発注することで間接的に障害者雇用を促進します。

3 事故・不祥事への対応、個人情報保護

当法人では、過去3年間に重大な事故や不祥事は発生していません。

個人情報の保護については、関連法令及びライトセンターの個人情報保護規程を遵守し、取扱マニュアルの整備や職員研修、施錠できるキャビネットでの保管、ウイルス対策ソフトの設定などのセキュリティ対策を徹底し、適正な管理と漏洩の防止に努めます。

4 これまでの実績に

当法人は、昭和23年に設立、70年以上にわたり視覚障害者の生活擁護と、生活や福祉に関する問題解決にあたることを目的に活動。県内20団体が加盟し430名の会員を抱え、様々な事業を積極的に推進しています。

また、指定管理施設と類似の業務を行う施設として、地域活動支援センター神奈川ライトハウス「神奈川県視覚障害者情報センター」を平成21年4月から15年運営し、点訳・音訳作業や歩行訓練、相談支援等を実施しています。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による採点結果						委員会としての評価点
				A	B	C	D	E	F	
Ⅰ サービスの向上	管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、視覚障がい者の視点に立ち、かつライトセンターの役割と整合しているか ・視覚障がい者福祉に関する理念があるか	3	3	3	3	3	3	3	3
	委託の考え方	・業務の一部を委託する場合の業務内容等	3	3	3	3	3	3	3	3
	施設の維持管理	・保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	3	3	3	3	3	3	3
	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・手話言語条例への対応	3	3	3	3	3	3	3	3
	苦情・要望等への対応	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	3	3	3	3	3	3	3	3
	利用者サービスの取組	・情報提供施設としての取組	10	10	10	10	10	10	7	10
		・相談、指導、訓練事業等視覚障がい者支援の取組	7	7	7	7	7	7	7	7
		・視覚障がい者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組	3	3	3	2	3	3	3	3
		・ボランティアの養成や活用等に対する取組	8	8	8	8	8	8	8	8
		・スポーツ活動の振興に対する取組	6	6	6	5	6	6	5	6
		・地域活動支援及び普及啓発の取組	6	6	6	6	6	6	5	6
		・施設管理及び視覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等	3	3	3	3	3	3	3	3
	自主事業の実施	・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	3	3	3	3	3	3	3	3
	平常時の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	3	3	3	3	3	3	3
	緊急時の対応	・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 (救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	3	3	3	3	3	3	3	3
	地域と連携した魅力ある施設づくり	・周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	3	3	3	3	3	3	3
Ⅱ 管理経費の節減等	節減努力等	5点× 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）	5	5	5	5	5	5	5	5
		注1「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。								

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 採点結果						委員会 としての 評価点
				A	B	C	D	E	F	
Ⅲ 団体の業務遂行能力	人的な能力、 執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	5	5	5	4	5	5	5
	財政的な能力	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営の状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	3						3
Ⅲ 団体の業務遂行能力	コンプライアンス等	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・手話言語条例への対応 ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ・社会貢献活動等、災害発生時の自治体との連携、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	3	3	3	3	3	3	3	3
	障害福祉に係る法的知識等	・障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等障がい福祉関係法令についての知識、研修体制 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の主旨を踏まえた取組についての考え方	5	5	5	5	5	5	5	5
	障害者雇用の促進	・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績	2	2	2	2	2	2	2	2
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	2	2	2	2	2	2	2	2
	これまでの実績	・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績 ・利用者の視点に立った情報提供実績 ・視覚障がい者の特性を踏まえ取り組んだスポーツ振興の実績 ・その他視覚障害者の福祉、地域社会との連携や共生社会実現に向けた取組の実績	3	3	3	3	3	3	3	3
合 計			100							98

(3) 評価講評

- 委員会として提案者は指定管理者候補として適切であると判断した。
- 評価できる点は、次のようなものがあった。
 - ・ ライトセンターを当事者団体が運営することについて、新たに、当事者の実感に根ざした取組の実践が期待できることから、大いに評価される。特に、実体験や経験に基づいた情報保障や、平時及び非常時の支援に主体的に関わっていくことが期待できる。
- 今後への期待・要望としては次のようなものがあった。
 - ・ ライトセンターの運営にあたっては、ボランティアの存在は生命線ともいうべき極めて重要な存在である。近年、担い手が高齢化し、減少傾向にある中で、既存のボランティアとの対話を重ねるとともに、当事者団体としてのネットワークや教育機関との連携を活かし、若年層の育成や活動の工夫を通じて、ボランティア活動の活性化を図っていくことを期待する。
 - ・ 申請法人の、現在勤務している職員のうち継続して働く意思のある者などを継続雇用するという方針は評価できる。一方で、円滑で持続的な施設運営に向けて、特定の技術や技能などを持った一部の個人に依存しすぎることなく、組織として安定的に業務を遂行できる体制づくりに努められたい。
 - ・ 人事異動がないことで、点字作成等の専門的な知識や経験を蓄積しやすくなるが、その利点を活かすためにも、計画的かつ継続的に組織マネジメントと人材育成を進めてもらいたい。
 - ・ 財務面においては、現時点で申請法人は盤石とはいえ、特に手元資金の少なさから不測の事態に対する耐性が乏しい点が懸念される。また、会計規模が大きくなることから、今後の安定的な運営に向けては、経理体制の強化は必須と考えられ、加えて内部統制の整備が強く求められる。専門家の活用も推奨したい。
 - ・ 視覚障害者の生活上の多様なニーズに対応するには、医療・保健・教育など関係機関との連携が不可欠である。特に、乳幼児や重度障害者への支援においては、医療や保健分野との協働が重要となる。県立の情報提供施設として関係機関との連携を図りながら、県とともに取組を進めてもらいたい。
 - ・ 視覚障害者の健康増進や社会参加を推進する上で、スポーツ活動の充実は重要な柱となる。地域のスポーツジムやプールの利用支援を進めるとともに、アウトドア活動や競技スポーツも含め、競技団体と連携するなど、利用者のニーズに合わせ、より幅広い種目を体験する機会の提供にも期待する。

7 議事概要（主要論点）

【評価項目「利用者サービスの取組」について】

- ・ 「視覚障害者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組に関して、当事者団体として、障害当事者に対して、権利主体であることの啓発、エンパワーメントを行ってほしい」との意見があった。

【評価項目「地域と連携した魅力ある施設づくり」について】

- ・ 「関係機関との連携、特に医療機関との連携については個別性が高いが、障害の程度が重いと診てもらえないとも聞く。検討してもらえると安心」との意見があった。

【評価項目「人的な能力、執行体制」について】

- ・ 「指定管理者が変わることで、業務の継続性について、利用者に不安に思われないう、十分な配慮を」との意見があった。
- ・ 「引継について、属人的にではなく、しっかりと組織として行ってほしい」との意見があった。

【評価項目「財政的な能力」について】

- ・ 「今般の募集に際し、結果的には、長年にわたりライトセンターの運営を支えてきた日本赤十字社が撤退を表明し、提案者は当事者団体1者のみとなった。ライトセンターが今後も継続的にその機能や役割を果たしていくために、指定管理という行政手法そのものが事業の持続可能性を担保し得るものであったかどうか、積算価格の妥当性も含め、設置者である県としての検証も期待したい」との意見があった。